

## 尾三圏域地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法第30条の14第1項に規定する協議の場として、尾三二次保健医療圏に尾三圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(委員)

第2条 調整会議の委員は、尾三地域保健対策協議会保健医療計画委員会の構成員を基本にして構成する。

2 調整会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員の欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第3条 調整会議は、会長が招集し、主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 副会長は、会長が議事に関し直接の利害関係者となる場合には、当該議事に関し、その職務を代理する。

4 会長は、委員の代理を認めることができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある委員のみで調整会議を開催することができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第4条 調整会議の事務局は広島県東部保健所に置く。ただし、事務局運営業務を尾三地域保健対策協議会に委託することができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。